

株 式 取 扱 規 則

積水ハウス株式会社

株 式 取 扱 規 則

第1章 総 則

(目的)

- 第 1 条 当会社における株主権行使の手続きその他株式及び新株予約権に関する取扱いについては、定款の規定に基づき本規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）並びに株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。
- ② 特別口座に記録された株式に関する取扱いについては、本規則の定めるところによるほか、機構並びに特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第 2 条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次の通りとする。

- ・株主名簿管理人
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・同事務取扱場所
大阪府中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

- 第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、機構からの総株主通知又は株主名簿記載事項の変更に関する通知により行うものとする。
- ② 前項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

- 第 4 条 当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(新株予約権原簿への記録等)

- 第 5 条 新株予約権原簿への記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の要求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。
- ② 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

(株主名簿記載事項に係る届出)

- 第 6 条 株主ほか株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）は、その住所及び氏名又は名称を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の届出)

- 第 7 条 外国に居住する株主等は、前条の届出のほか、日本国内に通知を受けるべき場所を定め又は常任代理人を選任し、通知を受けるべき場所又は常任代理人の住所及び氏名又は名称を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(共有株式の代表者)

- 第 8 条 株式を共有する株主等は、その代表者1名を定め、共有代表者の住所及び氏名又は名称を機

構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人の代表者)

第 9 条 株主等が法人であるときは、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 10 条 株主等に親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所及び氏名又は名称を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第 11 条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主等本人からの届出とみなすものとする。

第 3 章 株主確認

(株主確認)

第 12 条 株主等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- ② 当会社に対する株主等からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- ③ 代理人により請求等をする場合は、前二項の手續のほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。また、当該委任状には、受任者の住所及び氏名又は名称の記載を要するものとする。
- ④ 代理人についても、第 1 項及び第 2 項を準用する。

第 4 章 株主権行使の手續

(少数株主権等)

第 13 条 振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、署名又は記名押印した書面により行うものとする。

(単元未満株式の買取請求)

第 14 条 単元未満株式について買取請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買取請求日)

第 15 条 第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に買取請求が到着した日をもって買取請求日とする。

(買取価格の決定)

第 16 条 買取請求を受けた株式 1 株あたりの買取価格は以下に従いこれを決定し、株主は買取価格の指定をすることはできない。

1. 買取請求日の東京証券取引所市場における最終の売買取引の価格
 2. 前号の売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の価格
- ② 前項による買取価格に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取代金とする。

(買取代金の支払)

第 17 条 買取請求を受けた株式の買取代金は、買取価格の決定した日の翌日から起算して 4 営業日目

に買取請求した者に支払う。

- ② 前項の規定にかかわらず、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、その基準日までに買取代金を支払う。

(買取株式の移転)

第18条 買取請求を受けた単元未満株式は、当社が前条に定める買取代金の支払手続を完了したときに、当社の口座に振り替えられるものとする。

(単元未満株式の買増請求)

第19条 定款の規定による単元未満株式の売渡しを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第20条 当社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日まで
の間、買増請求の受付を停止するものとする。

1. 1月31日
2. 7月31日
3. その他の株主確定日

- ② 前項のほか、当社又は機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

(買増請求の制限)

第21条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、その日における全ての買増請求の効力は生じないものとする。

(買増請求日)

第22条 第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所
に買増請求が到着した日をもって買増請求日とする。

(買増価格の決定)

第23条 買増請求を受けた株式1株あたりの売渡価格（以下「買増価格」という。）は第17条第1号から第2号の規定を準用（同条第1号の買取請求日を
買増請求日と読み替えるものとする。）してこれを決定し、株主は買増価格の指定をすることはできない。

- ② 前項による買増価格に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増代金とする。

(買取株式の移転)

第24条 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当社所定の預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第5章 手数料

(手数料)

第25条 当社の株式の取扱いに関する手数料は徴収しないものとする。

- ② 株主等が証券会社又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第6章 その他

(改正)

第26条 本規則の改正は取締役会の決議による。

附則（2019年11月21日）

1. 本規則の改正は2019年12月1日より施行する。